

21経計第15号

平成21年8月4日

武蔵水路改築連絡協議会

会長 行田市市長 工藤正司 殿

副会長 鴻巣市長 原口和久 殿

独立行政法人水資源機構

理事長 青山 俊樹



武蔵水路改築事業に係る要望事項について（回答）

武蔵水路改築事業につきましては、平素から格段のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。また、武蔵水路でのこれまでの安定的な用水供給においても、行田市及び鴻巣市の行政と住民の皆様のご協力を頂戴していることに対し、改めて心より感謝申し上げます。

さて、平成20年11月25日に貴協議会からご要望のありました事項につきましては、別紙のとおり回答致します。なお、本事業の円滑な実施に当たっては、貴協議会のご理解とご協力が不可欠でありますので、本回答についてご理解をいただくとともに、引き続き本事業の推進にご支援とご協力をお願い致します。

当機構といたしましては、関係利水者、埼玉県及び東京都の要望を踏まえ、総事業費の縮減を図るようコスト管理に努めるとともに、事業工期を厳守するために万全を期して参りたいと考えておりますので、行田市、鴻巣市、関係土地改良区、埼玉県道路河川部局等と十分な協議及び調整を行っていく所存です。

## 武蔵水路改築連絡協議会からの要望事項と回答

要 望 事 項	回 答
1. 武蔵水路全線の治水対策に万全を期すること。	<p>武蔵水路改築事業の目的として、星川・野通川・忍川・元荒川の各流域を対象に内水排除を行うものとしています。計画では所定の洪水規模に対処できるよう施設の整備を行うものとしており、既存施設の改築を行うとともに、新たに星川からの洪水を取り込む水門と鴻巣市内に放流口を設置します。</p> <p>事業完了後は、各施設の操作・管理を水資源機構が一元的に行い、出水時の迅速な対応を行って参ります。</p>
2. 武蔵水路の水を都市用水として無償で多目的利用ができるよう措置し、また、干ばつ等緊急に必要とする時は、無償で武蔵水路からの取水ができるようにすること。	<p>事業目的以外の都市用水等の利用については、当該用水の水源手当をせずには確保できないことから、多目的利用の措置及び緊急時を想定した措置を武蔵水路改築事業において行うことはできませんので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。</p>
3. 一般県道上中森鴻巣線の拡幅改良整備（歩道及び右折帯の設置）を行い、水路沿いの景観に配慮すること。また、事故防止のため、安全対策を講じること。	<p>県道の改良について、武蔵水路改築事業で実施することはできませんが、水路の改築に伴い新たに利用できる用地が部分的に発生する可能性があり、その利用方法については今後道路管理者等関係機関と協議を行いたいと考えております。</p> <p>水路及び水路沿いの景観については、今後地元関係機関のご意見を聞きながら検討して参りたいと考えております。また、水路への落下に対する安全対策についても、今後関係機関のご意見を聞きながら実施して参ります。</p>
4. 側水路及びサイホン等の施設は流下能力が低下してきていることから、全面改修を行い、機能回復を図ること。	<p>側水路及びサイホンについて、事前に現況の調査を行い、武蔵水路改築工事が影響を及ぼすものについては機能回復を図って参りたいと考えております。なお、その際の設計及び工事に当たっては、個々の施設について管理者と協議を行っていくものと致します。</p>
5. 武蔵水路の架橋は建設以来40年以上経過し老朽化が進み、また、旧規格の構造であることから、改築に伴い全橋を架け替えるとともに、必要に応じて歩道を設置すること。	<p>武蔵水路改築工事により影響を及ぼす（橋脚に支障のある）橋梁について、架け替えを含め必要な対策（機能回復）を実施する計画です。なお、計画では5橋の架け替えを見込んでおります。</p>
6. 武蔵水路用地について、固定資産税に代わる交付金等の措置をすること。	<p>武蔵水路施設及びその用地に関して、地方税法では固定資産税が非課税措置となっています。当機構としてご要望の措置については対応致しかねますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。</p>

## 武蔵水路改築連絡協議会からの要望事項と回答

要 望 事 項	回 答
7. 武蔵水路の恩恵に浴し、快適で潤いのある豊かな暮らしを享受するため、改築事業の中で武蔵水路の水を忍川へ還流すること。また、武蔵水路から元荒川への水の融通による浄化を実現すること。	河川浄化等のための水利を武蔵水路改築事業において新たに確保できないことから、忍川及び元荒川への水の融通を行うことはできませんので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。
8. 河川指定に際し、2市及び関係土地改良区が指定後に、維持管理等の時、事務手続きの負担がかからないようにすること。	武蔵水路改築事業の目的として水路周辺の内水排除が位置づけられ、これに伴い星川との交差部より下流側について河川指定がなされる予定です。 河川指定後に必要となる事務手続きに関しては当機構としても協力して参りたいと考えております。
9. 過去に、要望に対し回答を受けた、行田市公共下水道で計画している、武蔵水路を横断する幹線下水道を設置すること。	武蔵水路改築工事により影響を及ぼさないもの及び今後の新たな下水道計画に関わるものの対応は困難と考えております。
10. 行田市域第8号場（排）水機場からの排水を直接武蔵水路に放流できるようにすること。	武蔵水路改築事業の目的として、星川・野通川・忍川・元荒川の各流域を対象に内水排除を行うものとしております。 ご要望に示されている機場はこのうちの野通川流域に位置し、既存の放流口の改築により、所定の規模の降雨に対しては当該機場の集水範囲の内水を含めて排水できるよう計画しております。 今後、各内水排除施設の規格・構造等について現地調査を行った上で詳細設計を進めていく予定であり、その際に当該機場の取扱いを含め協議いたします。
11. 鴻巣市域に放流口を設置すること。(①川面用水路末端・八幡橋下流 ②1号用水路・中落サイホン、または、川面排水路・国道17号付近 ③苗木用水路先・苗木サイホン ④三枚橋・糠田サイホン ⑤二枚橋・糠田2号用水サイホン ⑥赤見台雨水幹線サイホン)	武蔵水路改築事業における内水排除計画は、中川・綾瀬川流域整備計画を上位計画として、武蔵水路周辺各流域の所定の規模の内水排除が可能となるよう検討を行ってきたものです。 新設の放流口については、現在2箇所の設置を計画しているところでありますが、その配置や規模については、今後さらに武蔵水路周辺の排水施設等を調査・確認した上で、協議して参りたいと考えております。
12. 鴻巣市域の中落サイホンの用水対策を含めた排水系統の見直しをすること。(1号用水路と川面排水路を用排分離してサイホンを設置)	武蔵水路を横過するサイホンについては、事前に現況機能及び排水系統の調査を行い、武蔵水路改築工事が影響を及ぼすものについては従前の機能回復を図って参りたいと考えております。